



令和3年度 松濤中学校 同窓会総会 式次第

- 一、開 会 の 辞 そ五 と月 め女 副 会 長
- 一、会 長 挨 拶 お よ び 事 業 報 告 伊 藤 会 長
- 一、来 賓 挨 拶 守 原 校 長
伊藤良昌名誉会長
他
- 一、会 計 報 告 河 野 会 計
- 一、監 査 報 告 寿 乃 田 監 査
- 一、令 和 3 年 度 事 業 計 画 伊 藤 会 長
- 一、松 濤 中 学 校 校 歌 斉 唱 全 員
- 一、閉 会 の 辞 平 松 副 会 長

令和3年6月19日

令和2年度松濤中学校同窓会会計報告
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

単位:円

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
名刺広告料(00件)	0	通信費	38,451
現金 0件	0	(内訳)	
寄付等(郵便局9件)	32,904	会報発送費	
現金 3件		70周年関係	0
70周年記念誌協賛金(振込)	37,000	印刷費	66,550
70周年記念誌協賛金(返金)	-1,500	(内訳)	
会員登録料(郵便局 21件)	21,000	ブリーズ版修正]
現金 当日 件	0	会報・広告欄	
新卒業生同窓会費	0	封筒・振替票	
(@2,500円× 0名)		レイアウト(構成料)	
人数不明の為来年度に移行する		会議費(懇親会・幹事会)	9,987
預金利息	8	名簿管理委託料	60,000
		ホームページ更新料	16,500
		ホームページ月次更新料	120,000
		松濤中学校育英基金	0
		その他	1,980
		(内訳)	
		70周年関係費	0
		振込手数料	1,980
		事務用品費	
小計	(a) 89,412		(b) 313,468
(c)			
前期繰越金	1,092,878	現金	5,981 円
(c)+(a)-(b)		三井住友銀行	47 円
現在残高	867,722	郵便貯金	862,794 円

上記の通り令和2年度の同窓会会計報告を致します。

収支・支出明細書は別紙の通りです。

会計幹事

佐藤 和民



会計幹事

河野 豊



監査の結果相違のないことを認めます。

会計監査

寿乃田 正人



令和元年度松濤中学校同窓会会計報告
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

単位:円

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
名刺広告料(31件)	295,000	通信費	336,948
現金 8件	45,000	(内訳)	
寄付等(郵便局185件)	395,613	会報発送費	
現金 3件	16,000	70周年関係	77,009
70周年記念誌協賛金(振込)	229,500	印刷費	454,736
70周年記念誌協賛金(現金)	167,500	70周年印刷費	1,296,000
70周年記念誌協賛金(現金)	167,500	70周年記念誌制作費	200,000
70周年記念誌協賛金(現金)	167,500	(内訳)	
会員登録料(郵便局 222件)	222,000	ブリーズ版修正	
現金 当日 23件	23,000	会報・広告欄	
新卒業生同窓会費	0	封筒・振替票	
(@2,500円× 0名)	0	レイアウト(構成料)	
人数不明の為来年度に移行する		名簿管理委託料	60,000
預金利息	14	会議費(委員会・幹事会)	103,279
70周年記念誌協賛金	300,000	ホームページ更新料	16,500
(70周年運営委員会)	300,000	ホームページ月次更新料	60,000
		70周年運営委員会	600,000
		松濤中学校育英基金	150,000
		その他	90,751
		(内訳)	
		振込手数料	3,383
		事務用品費	31,100
		育英基金連絡事務費	34,000
小計	(a) 1,693,627		(b) 3,445,223
(c)			
前期繰越金	2,844,474	現金	45,919 円
(c)+(a)-(b)		三井住友銀行	47 円
現在残高	1,092,878	郵便貯金	1,046,912 円

上記の通り令和元年度の同窓会会計報告を致します。

収支・支出明細書は別紙の通りです。

会計幹事

袴田 俊哉



会計幹事

河野 豊



監査の結果相違のないことを認めます。

会計監査

寿乃田 正人



令和3年度 松濤中学校同窓会 事業計画（案）

（1）同窓会運営

- ①同窓会会報・松濤ブリーズ（新聞版）発行、発送
- ②同窓会名簿管理運営（委託）
- ③同窓会ホームページ管理更新（委託）
- ④役員会・幹事会開催（年間6回予定）
- ⑤年会費・寄付の振込依頼

（2）学校支援活動

- ① SAMS 協議会、松濤中学校育英基金への協力

（3）その他

- ①同窓会、資料整理
- ②その他

松濤中学校同窓会 個人情報取扱方法(案)

(平成30年5月12日総会議決)

(目 的)

第1条 この個人情報取扱方法は、松濤中学校同窓会（以下本会）が保有する個人情報の適正な
護取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益を
保することを目的とする。

(責 務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、同窓会活動において個人情報
の保護に努めるものとする。

(周 知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料、またはホームページ等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは「入会申込書」などにより本会に提出された次の事項を記したもの
とする。

例) 氏名(家族・同居人を含む)・性別・住所・電話番号・メールアドレス・その他、
必要とするもので同意を得た事項。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目
または全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、または削除しなければ
ならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連
絡をすることでこれに替える。

(利 用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 登録同窓会員、一般同窓会員、旧教職員情報の管理。
- (2) 同窓会報送付、会費請求・管理、本会および学校からの必要情報の送付等。
- (3) その他、本会の事業を適切かつ円滑に行うため。

(管 理)

第7条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長の責任において、適正かつ速やかに破棄、または削除する
ものとする。

(本人同意を必要としない提出先)

第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しな
い。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合。

令和3年度 松濤中学校同窓会役員（案）

会 長 伊 藤 毅 志 第26期

副 会 長 平 松 都 永 子 第10期

副 会 長 ^{そう}五月女 ^{とめ} 忠 雄 第11期

副 会 長 金 井 誠 第22期

幹 事 長 斎 藤 正 樹 第31期

副幹事長 齋 藤 健 次 郎 第15期

副幹事長 川 原 惠 第15期

副幹事長 袴 田 俊 哉 第25期

会 計 河 野 豊 第15期

会 計 佐 藤 和 民 第26期

会計監査 寿 乃 田 正 人 第15期

学 校 長 守 原 智 信 R 3年 4月～

副 校 長 齋 藤 一 芳 H31年 4月～

渋谷区立松濤中学校 同窓会 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、渋谷区立松濤中学校同窓会とする。

第2条 (事務局)

本会の事務局を、渋谷区立松濤中学校校内におく。

第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り且つ母校の発展に寄与することをもって目的とする。

第4条 (事業)

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 親睦のため諸種の会合を開く。
2. 母校の催物に協力する。
3. 同窓会会報を発行する。

第2章 会員

第5条

会員は、通常会員と名誉会員の二種とする。通常会員は、渋谷区立松濤中学校の同窓生とし、名誉会員は、母校の職員及び旧職員とする。

また、年間500円の会費納入を行なった登録会員を対象に同総会会報を送付し、入会金を支払った新会員（新卒業生）にも5年間同総会会報を送付する。

第6条

会員は、氏名及び住所が変更をした場合は、直ちに本会事務局に連絡しなければならない。

第3章 役員・幹事

第7条

本会は、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事長 1名
4. 副幹事長 若干名
5. 会計 2名以上
6. 会計監査 1名以上
7. 名誉会長

第8条

各年度の会員の中より2名以上代表を選び幹事とする。

第9条

幹事は、幹事会を組織し、幹事会は本会の重要事項を議決する。

第10条

会長・副会長・幹事長、副幹事長、会計及び会計監査は、幹事会の推薦により選出し総会の承認を得るものとする。

第11条

会長は、すべての会議を招集する。副会長は、これを補佐する。

第12条

役員及び幹事の任期は2年とする。但し再任は妨げないが、役員内の兼任は許さない。尚、任期が満了しても、次期役員・幹事が決定しない場合は前任者がその任務にあたる。

第13条

幹事長、副幹事長、会計・会計監査に欠員が生じた場合は、幹事会において補充できる。

第14条

名誉会長は、母校の現任校長・松濤中学校同窓会会長経験者を推薦する。

第4章 総会

第15条

定期総会は、毎年1回開く。

第16条

臨時総会は、幹事会の議決により開催する。

第17条

総会では、次の事項を行う。

1. 本会の事業及び庶務・会計の報告及び予算の承認。
2. 本会規約の改正及びその他重要事項の議決。

第18条

総会の議決は、出席者の過半数とする。

第5章 会計

第19条

本会の経費は、会費・臨時会費・入会金・寄附金・その他の収入金をこれにあてる。

第20条

本会の会計年度は、毎年 4月 1日より翌年 3月31日迄とする。

第21条

本会の収支・予算は毎年3月幹事会の議決を経て、決算は会計監査委員の検査を経て総会の承認を得なければならない。

第22条

新会員は、入会金として2,500円を本会事務局に納付しなければならない。

第6章 補則

第23条

本会規約は、総会の議決を経なければ変更できない。

付則

本会規約は、昭和28年5月17日より施行する。

改定1 平成 元年 5月

改定2 平成 7年 5月

改定3 平成12年 5月

改定4 平成17年10月

改定5 平成18年 5月

改定6 平成26年 5月

改定7 令和 2年 4月





松濤中学校 校歌

土岐 善磨 作詞
信時 潔 作曲

一・ 都会のひびき 朝より湧き

全てを載せて輝く大地

松濤 松濤 みどりの中に

友情花さき 薫る知性

校舎は立てり 明るく清く

二・ 街空わたる 野風の上

はるかに浮び そびゆる富士よ

松濤 松濤 世界の前に

文化と平和の 希望かかげ

われらは学ぶ 正しく強く

三・ 誠意は守る 模範の名を

勇気は果たす 時代の使命

松濤 松濤 かくあり常に

信念いよいよ 堅きところ

新たに今ぞ ひとしく誇れ



ピアノ演奏：南部（池田）知代（松濤中 22 回生卒）
ピアノ：ベーゼンドルファー シュトラウスモデル

松濤中学校同窓会 同窓会会員の登録について

同窓会では会運営を安定した形で継続してくため、年会費納入をお願いしています。年会費は500円(二年分一括納入 1,000円)を振り込んでいただいた同窓生を同窓会員として登録し、松濤ブリーズ(同窓会会報)を郵送させていただきます。登録は同窓会費をお支払いいただくか、同窓会ホームページからの登録も可能です。ぜひ会員登録をお願いします。

会費納入のお願いと70周年記念販売のお知らせ

同窓会は会費(1千円/2年)と寄付金で運営されています。本年は2年に1度の会費納入年となります。

会費納入と同窓会寄付金へのご協力を心よりお願いします。また引き続き70周年記念誌「松濤中学校誕生の記憶」(1500円送料込)を販売します。ご希望の方は代金を払い込みの上、お申込みください。

会費、寄付金、記念誌払い込み先

振込先：郵便振替口座

口座記号：00100-3 口座番号：187530

加盟者名：松濤中学校同窓会

※会費納入、寄付金払い込みの際には氏名・住所・電話番号のほか、卒業期か生年月日を、記念誌申込みの方は「70周年記念誌希望」と必ず書き添えてください

松濤中学校育英基金へのご協力を！

学校には 予算が足りません。学校独自の教育活動を支援するため、学校内に同窓会、PTA、地域からなる「松濤中学育英基金」が設立され、松濤中学校を側面から応援して行くことに成りました。

本会では皆様からの同窓会へのご寄付の一部を「松濤中学育英基金」に積み立て協力して行きます。

本年は会費納入年(1,000円/2年)ではありませんが 前年度から1年生が3クラスと成り 英検・英語GTECテスト等のサポート 2019年には松濤中学校創立70周年をお陰様で迎られ 生徒がさらなる高見を目指し ご寄付による特段のご支援をよろしくお願いします。

振込先：ゆうちょ銀行振替口座

口座記号 00100-3 口座番号 187530 加盟者名：松濤中学校同窓会

※ 振込の際は通信欄に氏名住所のほかに、卒業期又は生年月日を必ずお書き添え下さい。